

入札説明書

令和8年度京都府立大学構内清掃業務

(令和8年2月3日付公告分)

京都府立大学事務局総務課

この入札説明書は、京都府公立大学法人が発注する業務委託に係る契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を説明したものである。

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

令和8年度京都府立大学構内清掃業務

(2) 委託業務の内容等

業務仕様書のとおり

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 業務実施場所

京都府立大学構内（京都市左京区下鴨半木町1—5他）

2 契約者 京都府公立大学法人 理事長 金田 章裕

3 担 当 〒606-8522

京都市左京区下鴨半木町1-5

京都府立大学事務局総務課施設管理係

電話番号 075-703-5109

FAX番号 075-703-5149

4 入札に参加できない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当する者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しないものを含む。）

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

5 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 次のアからウまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。
 - ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - イ 申請書又は添付書類（以下「申請書等」という。）に故意に虚偽の事実を記載した者
 - ウ 京都市内に本社（本店）又は営業所等の設置をしていない者
- (2) 京都府の「令和7・8・9年度物品又は役務の調達関係競争入札参加資格者名簿」の「ビル管理等」の「清掃業務」に登録され競争入札参加資格を得ている者、または高齢者福祉や高齢者の社会参加を目的とした公的法人。
- (3) 高齢者福祉や高齢者の社会参加を目的とした公的法人にあっては、京都府の区域を担当する営業所において、屋外の清掃対象面積が1契約で1万平方メートル以上の清掃業務を令和6年4月1日以降において12箇月以上継続して履行した実績を有すること。
- (4) 6で定める申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

6 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 確認申請書の受付（持参による）
 - ア 受付期間 令和8年2月3日（火）から令和8年2月12日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
9時00分から16時30分まで（正午12時00分から13時00分までを除く）
 - イ 受付場所 3の場所に同じ
 - ウ 確認申請書 別紙様式1を使用し、記名・押印（法人の場合は代表者印）のこと。
- (2) 確認申請書等に関する説明及び協議等

入札者は、上記(1)及び下記（3）の資料について、開札日の前日までの間において、説明及び協議を求められた場合には、これに応ずるものとする。

（3）確認資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ただし、京都府の「令和7・8・9年度物品又は役務の調達関係競争入札参加資格者名簿」の「ビル管理等」の「清掃業務」に登録され、競争入札参加資格を得ている者にあっては、当該資格審査結果通知書の写しの提出をもって、アからウ及びカの添付に代えることができる。

ア 法人にあっては登記事項全部事項証明書、個人にあってはその者が制限能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法（明治29年法律第89号）第16条第1項の審判を受けた被補助人）でないことの証明書並びに破産者で復権を得ないものでないことの証明書

イ 府税納税証明書

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書

エ 従業（予定）者届出書（別紙様式3）

オ 直近の受託実績における主要な契約先（1事業所）の委託契約書（仕様書添付）の写し

カ 誓約書（別紙様式4）

キ 権限を営業所長等に委任する場合は、委任状（様式6-①）

※あらかじめ営業所長等に権限を委任して京都府の一般競争入札参加資格確認を受けている場合は、提出不要です。

（4）資料等の提出

申請書等を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

（5）入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認については、令和8年2月16日（月）までに一般競争入札参加資格確認結果通知書（以下「確認結果通知書」という。）により通知する。

（6）その他

確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とし、提出された書類は返さない。

《提出書類に係る注意事項》

ア **登記事項全部事項証明書**

本店所在地を所管する地方法務局又は同出張所で交付を受けて3箇月以内のものであること。

（注）個人については不要

成年被後見人及び被保佐人でないとの証明書(登記されていないとの証明書)

- (1) 成年被後見人及び被保佐人でないことが証明できるものであること。
- (2) 全国の法務局・地方法務局（本局のみ）で交付を受けて3箇月以内のものであること。
(注) 法人については不要

イ 府税納税証明書（別紙様式2）

京都府の府税について法人、個人とも提出すること。

交付を受けて3箇月以内のものであること。コピー不可

申請書提出時において府税（個人府民税及び地方消費税を除く。）の滞納がある場合は申請することができないので注意すること。府税には延滞金などの付帯金を含む。

交付先	京都府府税事務所 京都府庁税務課
-----	---------------------

ウ 消費税及び地方消費税納税証明書（納税証明書その3）

法人、個人とも提出すること。交付を受けて3箇月以内のものであること。コピー不可

申請書提出時において滞納がある場合は、申請することができないので注意すること。

交付先	事業所管轄の税務署
-----	-----------

エ 従業(予定)者届出書（別紙様式3）

オ 委託契約書の写し 1通（主要な契約先（1箇所）の委託契約書（仕様書添付）の写し）

カ 誓約書（別紙様式4）

7 質疑・回答

（1）質疑書の受付

ア 受付期間 令和8年2月17日（火）正午12時00分まで（持参又はFAXによる。）

イ 受付場所 3の場所

ウ 質疑書 別紙様式5を使用し、記名押印すること。

（2）回答書の交付

ア 回答日 令和8年2月18日（水）

イ 回答方法 入札参加予定者全員にFAXにより回答する。

（3）質疑書・回答書の取扱い

質疑書・回答書は、業務仕様書の一部として取り扱うものとし、当該入札の条件とする。このため、業務仕様書の内容以外については回答できない。

8 入札手続等

(1) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和8年2月20日（金）13時00分

イ 場 所 京都府立大学本館・合同講義室棟2階 第1会議室

(2) 入札方法

ア 入札書（別紙様式7）は持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状（別紙様式6）を提出しなければならない。

また、入札書には入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人である旨並びに当該代理人の氏名を記載するとともに、押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）しておかなくてはならない。

ウ 入札書は、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和8年度京都府立大学構内清掃業務入札書在中」と記載し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後、予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りではない。

エ 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は、2回までとする。ただし1回目の入札においての入札辞退者及び入札失格者・入札無効者は2回目の入札に参加することは出来ない。

カ 確認結果通知書又はその写しを提示しなければ入札に参加することができない。

キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

(3) 入札書の訂正

入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(4) 入札書の引換等

入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

(5) 不公正な入札

入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

(6) 入札説明書等の説明

入札者は、入札説明書、契約書（案）並びにその他の添付書類（以下「入札説明書

等」という。)を熟知のうえ入札しなければならない。

この場合において、当該入札説明書等に疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。

ただし、入札後、入札説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 入札書に記載する金額

入札金額は、当該業務に係る一切の諸経費を含めた金額を記入することとする。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てた金額とする）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 開札

ア 開札は、8 の(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに入札執行事務に關係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び前記アの立会職員以外の者は入場することはできない。

(9) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかつた場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 告示に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者の入札

イ 確認資料の提出を履行しなかつた者並びに同資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札

エ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札

オ 金額、氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱した、若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

カ 入札関係職員の指示に従わない等入札場の秩序を乱した者の入札

(11) 落札者の決定方法

ア 京都府公立大学法人会計規則（以下「規則」という。）第34条第1項により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。ただし、同2項により、当該入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことになるおそれがあつて著しく不適当と認められるときは、他の者のうち最低の価格をもって入札した者を契約の相手方とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から5日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

ウ 開札の結果落札予定者とされた者が、落札の決定時までに、入札公告で要求した競争参加資格を満たしていないと判断されたときは、当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

9 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

10 入札保証金 免除

11 違約金 落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

12 契約保証金 免除

13 契約書の作成の要否 要（別冊契約書案により作成するものとする。）

14 その他

（1）前各項に定めるもののほか、規則の定めるところによる。

（2）令和8年度予算が京都府公立大学法人理事会において承認されない場合は、本件入札は、執行しなかったものとする。

（3）入札期間中に行うべき質疑及び照会以外の質疑等は一切受け付けない。